

平成27年度軽費老人ホーム費用徴収事務検査で指摘の多かった事項

収入

指摘事項	対策
年金等の収入について、前年度(4月～3月)の年金額改定通知で認定している。	前年度(4月～3月)ではなく、前年(1月～12月)の収入額で認定すること。
給与について、実際の収入額を対象収入として認定している。	実際の収入額ではなく、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。
財産収入について、実際の収入額を対象収入として認定している。	実際の収入額ではなく、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。
証拠書類上、毎月、仕送りと思われる入金が見受けられるが、収入に計上されていない。	定期的な仕送りは、収入として認定すること。
生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金について、実際の収入額を対象収入として認定している。	実際の収入額ではなく、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

必要経費

指摘事項	対策
所得税、住民税等について、前年度(4月～3月)の決定通知で認定している。	前年度(4月～3月)ではなく、前年(1月～12月)の支払額で認定すること。
介護保険サービス利用料に、必要経費の対象とは認められない食事代、おやつ代等が含まれている。	必要経費は介護保険の本人負担分(いわゆる1割負担分)のみ。食事代、おやつ代等自己負担は対象外とすること。
医療費に、対象軽費とは認められない費用が含まれている。	医療費は所得税法における医療費控除の範囲に準じて取り扱うこと。
証拠書類上、高額療養費の入金が認められるが、医療費から控除されていない。	高額療養費、医療費の還付金などは、医療費から控除すること。
医療費、介護保険サービス利用料等に、前年以外のものが含まれている。	領収書発行日ではなく、領収日(支払日)で確認すること。
医療費に、前年中に支払われたもの以外のものを含めて算定している。	前年分の支払額で認定すること。